

流山市農業委員会
平成25年第10回
総会議事録

平成25年10月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成25年第10回総会議事録

1 期 日 平成25年10月25日(金)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 12番小林 常男 13番 須郷 英夫

5 出席委員(15名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美	6番 豊島 啓行
7番 青野 直	8番 水野 敬久
9番 中村 敏則	10番 大作 榮
11番 根本 隆	12番 小林 常男
13番 須郷 英夫	15番 石井 勇
16番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

14番 水代 啓司

7 書記名 臨時職員 中里 友希

8 事務局 局長 岡田 一美 次 長 吉田 勝実
係 長 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)..... 1 (継続審査)	
(2) 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について..... 4	
(3) 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)..... 7	
(4) 議案第45号 農用地利用集積計画の決定について..... 9	
(5) 議案第46号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について..... 13	
(6) 議案第47号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について..... 15	
(7) 議案第48号 平成26年度流山市農業施策について(建議)..... 16	
(8) 報告第17号 専決処理の報告について..... 25	

開会 午後3時00分

高市議長 定刻になりましたので、ただいまから総会を始めたいと思います。

今年は大変夏も異常気象のようなことございまして、またここで26、27、28と台風がですね、来てございますけども、ニュースによりますと今日の夜半から明日の朝にかけて暴風圏内に入る予報ですけども、十分にお気をつけていただきたいと思えます。

それではただ今から、平成25年第10回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16中13名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

中村彰男委員と、それから青野委員がですね、ちょっと議会内の会議で時間に遅れるという届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。12番、小林委員、13番、須郷委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里臨時職員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧ください。本日御審議いただく案件は、去る9月25日に開催された農業委員会総会で継続審査となりました議案第38号の「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」の1議案と、議案第43号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第48号の「平成26年度流山市農業施策について(建議)」までの6議案、合計では7議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告17号の「専決処理の報告について」御報告をさせていただきたいと存じます。

御説明は以上です。よろしく御申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問御異議ございましたら、お願いします。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

高市議長 それでは、平成25年第9回の総会におきまして継続案件となりました議案

第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」(恒久転用)の継続審査を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第38号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)(継続審査)

農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年10月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、権利者でございますが、流山市美原1丁目に在住されている方で、職業は自営業です。

次に、申請がありました土地は、流山市このす台の畑2筆で、申請面積は1,564㎡です。

次に転用目的につきましては、貸駐車場とするもので、議案案内図は1ページと2ページでございます。

なお、本件につきましては、前月に開催された総会議案の中で、御審議いただいた案件ですが、貸駐車場とする転用目的について、明確な回答が得られなかったこと等から、継続審査となった案件です。

その後、転用計画の見直しが行われまして、ここで、駐車場整備計画が整いましたことから、再審査を願いたいとの申し出が、申請者からございましたので、本日御審議いただくものでございます。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」(継続審査)を御報告します。

本案につきましては、去る9月に開催された農業委員会総会において、議案として上程した案件であります。申請された駐車場整備計画の施設内の雨水処理方法及び駐車場利用形態等について不明確であったことから、継続案件となったものでございます。

その後、利用計画が整い、再審査の申し出があったものであります。

本案については、現地調査と関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

最初に、転用目的は貸駐車場を整備しようとするものであります。

申請理由につきましては、申請地周辺の住民から貸駐車場の設置要望があったことから、29台分の貸駐車場を整備するものであります。

次に、利用計画であります。駐車場の路盤は碎石敷きとし、雨水は施設内に集

水柵を設置し、オーバーフロー分をU字溝へ放流する計画であります。また、施設の周囲に緑地帯を設け、隣地との境界には、ブロック2段から3段積の塀を設け、土砂の流出を防止する計画でございます。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、江戸川台小学校の東約600mに位置し、周囲は、市街化が著しい区域内に近接する区域にある農地で、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、資金計画についてですが、整備費が約410万円で、これに伴う資金は自己資金及び借入金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書及び融資証明書が添付されておりました。

なお、隣地とは高低差があり、台風等の影響による土砂の流出が懸念されることから、農地転用とは別に、土地所有者として、雨水対策を十分行うよう、ヒアリングの際に、指導いたしましたところであります。

以上、申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行いましたところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方は挙手をお願いいたします。

3番(山崎委員) 29台分ですとかなり広いと思いますが、地域住民の要望ということですけど、29台分も確保されているのでしょうか。借り手の人が。

田村係長 それでは私の方から、近隣住民に関して説明させていただきます。

この申請にあたりまして、近隣住民の方の要望が9台分、あとですね、この周辺で、柏市の方で下水とか公共工事をやっている事業所で、その会社の方で10台分の車を借りるということで、合わせて19台分の車を借りるという要望が今のところ書類として出ております。また、さらにこの周辺については、近接する駐車場がないということで、まだ要望があるということで、一応書類の方を受理しているという状況です。以上です。

高市議長 他に御質問ございますか。

御質問、ございますか。

高市議長 質疑がないようですので進めてしまってよろしいですか。

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第38号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第38号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。
ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

(午後3時13分 青野委員入室)

吉田次長 議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第43号

農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年10月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の3条許可申請は3件です。

初めに、1番ですが、権利者は流山市駒木台に住所を置き、本年の9月17日に新たに設立された法人です。申請がありました土地は、流山市駒木台の畑6筆で、面積は5,184㎡です。次に、申請事由についてですが、法人化により、経営規模の拡大を図るため農地の貸借を行いたいというものです。議案案内図につきましては、3ページでございます。

次に議案書の3ページを御覧ください。

2番ですが、権利者は松戸市栄町六丁目の方で、職業は兼農です。申請がありました土地は、流山市平方の畑2筆で、面積は1,018㎡です。次に、申請事由についてですが、特定遺贈を受け、経営規模の拡大を図りたいというものです。議案案内図につきましては、4ページでございます。

次に3番ですが、権利者は流山市芝崎の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市芝崎の畑1筆で、面積は390㎡です。次に、申請事由についてですが、経営規模の拡大を図るため、農地を買い受けたいというものです。議案案内図につきましては、5ページでございます。

御説明につきましては以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御報告します。

今月の案件は3件でございます。本案については、現地調査と権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

まず、1番について報告いたします。申請地は、柏の葉公園の西、約200mに位置している畑であります。申請理由でございますが、農業経営を法人化し、経営規模の拡大を図るため、申請があったものです。次に、法人の事業内容につきましては、農産物の生産・加工・販売、農産物の小売等であります。また、当該法人の構成員につきましては、義務者及びその母親とパート従業員2名であります。申請地の畑は、ビニールハウス内でトマトが作付けされておりました。このトマトの販売先につきましては、市内のスーパー、直売所、学校給食とのことであります。

次に、2番について報告いたします。申請地は、流山工業団地の南、約1.1kmに位置している畑であります。申請理由ですが、遺言公正証書に記載のある農地を遺贈により受け取り、経営規模の拡大を図るため、申請があったものであります。申請地の畑は耕起済みの状況でありました。次に、権利者の営農状況ですけれども、権利者の耕作面積は約0.4ヘクタールで、農業従事者は3人です。現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいとのことであります。

次に、3番について報告します。申請地は、八木南小学校の北、約200mに位置している畑であります。申請理由ですが、経営規模の拡大を図るため、申請があったものです。申請地の畑はネギ等が作付けされておりました。次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約0.7ヘクタールで、農業従事者は2人です。現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案の1番については、小倉委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、小倉委員の退席を願い、審議いたします。小倉委員の退席を求めます。

(小倉委員退席)

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

質疑ございますか。本案の1番に対する質疑をお持ちの方。

8番(水野委員) 申請地の中で3,626㎡の内の2,130㎡となっていますけど、この残りの土地はどうなっているんでしょう。直売所になっちゃってるんですか。それともこ

れ、鉄塔があるんですかね、中に。他の申請地も179㎡の内154㎡になっていますが。

田村係長 私の方から説明させていただきます。

最初の申請地につきましては、宅地、自宅の周りが既に入っているということで、残りの土地については宅地です。鉄塔につきましては申請地に含まれていません。

8番(水野委員) そこに鉄塔があると。

田村係長 はい。

8番(水野委員) これ問題はないんですよね。

吉田次長 はい。これは地目が山林でございますので、この部分については地目山林現況宅地ということで、農地法の適用は受けませんので、何も問題ないということです。

高市議長 はい、ほかに御質問ありますか。

質疑ございませんか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めてよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

高市議長 これより採決を行います。議案第43号のうち、1番について、原案のとおり許可をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第43号のうち、1番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

小倉委員の除斥を解きます。

(小倉委員入室)

次に、本案のうち、2番、3番に対する案件について質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

15番(石井委員) 3番についてですが、同じ姓で何か縁故関係があるんですか。

それともまた、経営規模の拡大を図るためということですが、市街化において売買ってのはなかなかないみたいなんですけど、その価格はいくらくらいなんでしょうか。参考までにお聞かせ願えればと思います。

田村係長 それでは私の方からお答えいたします。

まず売買価格につきましては、総額で300万円です。

あと、1番目のこちら権利者義務者の関係につきましては、親戚関係にあるということです。以上です。

高市議長 そのくらいでいいですか。

15番(石井委員) はい。

高市議長 他に、御質問。質疑ございませんか。

1番(小嶋委員) 2番の特定遺贈っていうんですか。それはどういうことなのか教えていただきたいんですが。

田村係長 それでは私の方から説明させていただきます。

まず、遺贈につきましては、遺言によって無償で他人に財産を与える行為が、遺贈ということです。その遺贈の中に、包括遺贈と特定遺贈というのがありまして、包括遺贈につきましては、遺産の3分の1とか4分の1とかいうように、遺産全体に対する割合で行われる遺贈であります。今回の特定遺贈につきましては、特定の財産例えばある銀行の預金とか、どここの土地とか、そういった特定の財産を与えることを内容とする遺贈でございます。この今回の特定遺贈につきましては、権利者につきましては義務者の相続人ではないことから、農地法の許可が必要で、今回農地法第3条の許可申請がなされたところであります。相続人の特定遺贈につきましては、昨年の農地法施行規則の改正によって相続人に対する特定遺贈については、農地法の許可が不要ですけれども、権利者につきましては義務者の相続人ではないことから、今回申請がなされたところであります。以上です。

(午後3時27分 中村彰男委員入室)

1番(小嶋委員) ありがとうございます。

高市議長 よろしいですか。

他に御質問ありますか。

高市議長 質疑がないようですので、これより採決を行います。

議案第43号のうち2番、3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。

挙手、全員であります。

よって議案第43号のうち2番、3番について、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の4ページを御覧ください。

議案第44号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年10月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月の5条許可申請は、恒久転用が2件です。

なお、この2件は権利者が同じ方で、転用目的及び申請内容も関連しておりますので、御説明は一括してさせていただきます。

初めに、権利者ですが、埼玉県八潮市に在住されている方で、職業は公務員です。申請がありました土地は、1番が流山市西深井の畑2筆で、申請面積は256.86㎡、2番が流山市西深井の畑1筆、申請面積は2.70㎡で合計面積といたしましては、3筆で259.56㎡です。

次に、転用目的は専用住宅用地としたいというものでございまして、議案案内図につきましては、6ページと7ページでございます。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが2件でございます。議案の1番と2番につきましては、関連がありますので、一括して御報告いたします。

本案につきましては、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

最初に1番についてですけれども、転用目的は専用住宅を建築しようとするものであります。移転の原因は、贈与であります。申請理由については、今年7月に結婚し、現在の住居は手狭でマイホームの建築を考えていたところ、祖父から土地を提供してもらうことになりました。また、仕事の合間に本家の農業の手伝いを行いたいことから、本家の近くで申請がなされたものであります。

次に、隣接する農地への被害防除対策としては、雨水については雨水浸透枳を設け、オーバーフロー分については、側溝に放流し、汚水排水については、敷地内に設置する小型合併浄化槽で処理後、南側道路側溝へ放流する計画であります。

土砂等の流出対策としましては、ブロックを設け、流出を予防する計画であります。

次に、申請地の農地区分についてでありますけれども、申請地は、東武野田線運河駅の西約500mに位置し、市街化の傾向が著しい区域に隣接する小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、資金計画についてですけれども、建設費等が約2千8百万円で、全額、金融機関からの融資で賄う計画であり、金融機関発行の融資審査結果書が添付されております。

次に、他法令についてですけれども、都市計画法が該当し、現在手続き中でありませぬ。

次に議案の2番ですが、移転の原因は使用貸借で、転用目的は1番の申請地に隣接する側溝がなく、直接排水ができないことから、東側の農地の一部を借りて、排

水管を接続させるための用地とするものでございます。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方は挙手をお願いしたいと思います。

御質問ございませんか。

質問がないようですので質疑なしと認めてよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

高市議長 これより採決を行います。議案第44号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第44号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第45号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第45号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成25年10月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の諮問件数は、新規によるものが1件、更新によるものが5件で、合計は6件です。

初めに、1番ですが新規分でございます。権利者は流山市中の方で職業は農業です。利用権を設定する土地は流山市古間木の畑1筆、面積は1,998㎡で、利用権の設定期間は新規により3年間です。議案案内図につきましては、8ページでございます。

続きまして議案書の6ページを御覧ください。ここからは更新分でございます。2番

ですが、権利者は流山市西平井の方で職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市野々下2丁目の畑1筆、面積は889㎡で、利用権の設定期間は更新により6年間です。議案案内図につきましては、8ページでございます。

次に、3番ですが、権利者は流山市駒木台の方で、職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市小屋の田1筆、面積は1,031㎡で、利用権の設定期間は更新により3年間です。議案案内図につきましては、9ページでございます。

次に、4番ですが、権利者はただ今御説明しました3番の権利者と同じ方でございます。利用権を設定する土地は、流山市中野久木の田1筆、面積は1,031㎡で、利用権の設定期間は更新により3年間です。議案案内図につきましては、10ページでございます。

次に、5番ですが、権利者は流山市北の方で職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市平方の田1筆、面積は1,031㎡で、利用権の設定期間は更新により3年間です。議案案内図につきましては11ページでございます。

次に、6番ですが、権利者は流山市木の方で職業は兼農です。利用権を設定する土地は、流山市平方の田2筆、面積は1,030㎡で、利用権の設定期間は更新により3年間です。議案案内図につきましては12ページでございます。

今月の利用集積計画は、以上の6件です。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第45号「農用地利用集積計画の決定について」御報告します。

今月の案件は、新規が1件、更新が5件でございます。

最初に1番の権利者の職業は農業で年齢は58歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約6.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め5名でございます。次に、現地の状況ですが、対象農地の畑は、ネギが作付けされておりました。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に2番目については、職業は農業で年齢は62歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め2名でございます。次に、現地の状況でございますが、対象農地の畑は、さといもなどが作付けされている状況でした。本件については、更新により6年間の利用権を設定しようとするものでございます。

次に、3番及び4番の権利者は同じ方ございまして、職業は農業で年齢は54歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約3.5ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名でございます。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、稲刈り後の状況でありました。本件については、更新により3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に5番の権利者の職業は、農業で年齢は78歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.4ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め4名でございます。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、稲刈り後の状況でありました。本件については、更新により3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に6番の権利者の職業は、兼農で年齢は65歳であります。また、営農状況につきましては、耕作面積が約0.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め2名でございます。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、稲刈り後の状況でありました。本件については、更新により3年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議したところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件にいずれも満たしています。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。これより本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

15番(石井委員) これ、3番と4番中野久木と北小屋の田んぼの違いがありますが、30kgと60kgではかなりの違いがあると思うんですが、これはなぜなんですか。

吉田次長 ただいまの御指摘の賃借料の関係で30kgと60kgということでございますが、基本的にはこちらの賃借料の決定に関しましては、地主さんと借り方との相対での協議、話し合いで決める様な事になります。この3番4番は継続ということになります。確か、前回最初結ぶ時もこちらの地主さんとの話し合いで3番については30kg、4番については60kgということで、それぞれの協議の結果がちょっと違いありますけども、地主さんの方ですね、やってくれるだけでもということでも少なくなったということも考えられます。

15番(石井委員) 深い浅いとか何か差があって格差があるのは仕方ないけど、農業委員やってるんですから、近所の人に聞かれた場合、また、署名するときに、相対の話し合いでってことであくまでも、平均価格とかが決まってることなんだから。

高市議長 状況的にね、仰るように深くてどうにもなんないよってということもね、まあ片方は通常通りできるよとかそりゃあいろいろあるんでしょうけど。

15番(石井委員) ただ、たまたま申請地を知ってるもんで、60kg払ってるところは落っこっちゃって深くてどうにもなんない田んぼで。こういう差があるってことは。

吉田次長 賃借料につきまして話がございました。田んぼ約2万ちょっとでしたでしょうか。畑もやはり2万程度の賃借料ということで、それをベースに考えてもらい、数年前に農地法の一部改正ございまして、標準小作料っていうものが廃止されたものですから、その高い安いで勧告ということは無くなりました。

その代わりに情報提供ということで、賃借料の部分についても、平均的な流山での

統計的に平均した金額がいくらですよとか、その内一番高い金額がいくらありました、低い金額がいくらありました、平均で割るといくらでした、というような賃借料情報としてですね、皆さんにホームページとか、チラシ等でですね、お知らせしております。

それをベースにして、ひとつは考えていただいて、今、石井委員が仰いましたように、その農地の状況によって、どうしても作りづらい、条件の悪い所は多少安くなったりとか、そういうことはあると思いますが、流山の平均では標準で2万円程度、お米にすると60kg程度の確か金額だったと思います。御相談ありました際には、それがあくまでも標準的な平均的な金額なんですよということで、御指導いただければいいのかな、というふうに思います。以上です。

高市議長 よろしいですか。

15番(石井委員) はい。

高市議長 他に。

12番(小林委員) 平成23年の賃借料水準ということで、発表されているんですけど、ただ、一個人なんですけど、言われたことは玄米30kgを10,664円で計算しているんですよ。これは妥当かどうかって思うんですけどどうか。

ちなみに畑の方が平均が19,800円で、最高額が23,500円、最低額が6,900円、データ数が69、田んぼの水稻の場合、平均が20,100円、最高額が26,200円、最低額が8,000円、データ数が40、これが23年度のだと思っんですけどホームページに出てたやつですね。

8番(水野委員) 流山市の。

12番(小林委員) はい。

この玄米がこれ妥当かどうか。

吉田次長 こちらの情報につきまして、ある程度一定のルールを設けないと、毎年ずれてはいけないということで、県とかも定められたやり方、マニュアルでもってですね、データ数が極端な例は省きなさいと、後は市の中で出た実績、私共の方も毎月利用集積上がってますが、実際の実績データを基にして計測しなさいということで、一つマニュアルで決められたルールの中でやっております。で、昨年40データということでデータ数がですね、データを取るにはもう少しデータがありますとですね、100とか200とかありますとですね、そんなにずれとかは無いかと思うのですが、ちょっとデータ数がどうしても流山市は少ない所があってどうしても40とかそういった数字でやっておりますので、一件の重みっていうのがちょっと大きく左右するところがあるのは事実かと思っます。つまり、40なので、1つちょっと高めのが多めにあったら、全体がずずんと急に上がっちゃうというふうなことが起こりうるかもしれませんが、大体平均して今、小林委員が仰られたように2万円くらいが平均的な相場なのかなというふうには思っております。

高市議長 よろしいですか。

12番(小林委員) はい。

高市議長 他に質疑ございますか。

ございませんか。

高市議長 質疑なしと認め、これより採決を行います。議案第45号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、多数であります。

よって、議案第45号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第46号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第46号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成25年10月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月の証明願いは3件です。

初めに、1番ですが、申請者は流山市西深井の方でございます。申請がありました土地は、流山市西深井の畑2筆面積は817㎡です。本件土地につきましては登記簿上の地目は畑ですが、現況は20年以上前から宅地の一部として使用されております。このことから、申請地の地目変更登記申請をするため、証明願いの提出があったものであります。議案案内図につきましては、13ページでございます。

次に2番ですが、申請者は流山市西深井の方でございます。申請がありました土地は、流山市西深井の畑2筆面積が425㎡です。本件土地につきましても登記簿上の地目は畑ですが、現況は20年以上前から宅地の一部として使用されております。このことから、申請地の地目変更登記申請をするため、証明願いの提出があったものです。議案案内図につきましては、14ページでございます。

次に9ページを御覧ください。3番ですが申請者は流山市平方の方でございます。申請がありました土地は、流山市平方の畑2筆、面積は230㎡です。本件土地につきましても登記簿上の地目は畑ですが、現況は20年以上前から宅地の一部として使用されております。このことから、申請地の地目変更登記申請をするため、証明願いの提出があったものです。議案案内図につきましては、15ページでございます。

今月の許可を要しない土地の証明願については以上の3件でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第46号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、3件でございます。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

まず、1番ですが、申請地は、西深井小学校の西側に位置している土地で、地目は畑で、現況は宅地として建物の敷地の一部として使用されておりました。申請地は、昭和40年に相続を受けた土地であります。昭和45年に工場を、昭和54年には倉庫を建築し、現在に至っているということです。次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものであります。なお、今回の願出書の提出に当たっては、平成元年10月に撮影された航空写真及び固定資産評価証明書が添付されておりました。

次に2番であります。申請地は東武野田線運河駅の西約1kmに位置している土地で、地目は畑で、現況は宅地として建物の敷地の一部として、使用されておりました。申請地は、昭和52年に相続を受けた土地であります。昭和52年に倉庫を建築し、現在に至っているということでもあります。次に、申請目的につきましては、住宅及び店舗を建替える予定から、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものであります。なお、今回の願出書の提出に当たっては、平成元年10月に撮影された航空写真及び固定資産評価証明書が添付されておりました。

次に3番ですが、申請地は東武野田線江戸川台駅の北西約1kmに位置している土地で、地目は畑で、現況は宅地として建物の敷地の一部として、使用されておりました。申請地は、平成14年に相続を受けた土地であります。昭和33年に申請者が結婚したときから、現在に至っているということでもあります。次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものであります。なお、今回の願出書の提出に当たっては、平成2年11月に撮影された航空写真及び固定資産評価証明書が添付されておりました。

以上のことをもとに審議したところ、いずれの案件も今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもってそれぞれ証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手を願います。

質疑ございませんか。地目変更登記申請するために、地目を宅地に変更するものであります。

(なしの声あり)

高市議長 質疑が無いようですので、採決を行います。

議案第46号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第46号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

(午後4時00分 中村彰男委員退室)

高市議長 次に、議案第47号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

(午後4時01分 中村彰男委員入室)

吉田次長 議案書の10ページをお開きください。

議案第47号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

平成25年10月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月の適格者証明願いは1件です。

初めに、本件の相続人でございますが、流山市芝崎の方で、相続開始年月日は平成25年3月13日です。

次に、納税猶予の願出がありました土地は、流山市芝崎の田3筆、面積は3,999㎡で、議案案内図につきましては、5ページでございます。

御説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第47号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を御報告いたします。

今月の案件は、1件でございます。

本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

まず、被相続人ですが、大正10年生まれで、平成25年3月13日に91歳で亡くなった方でございます。相続人は、被相続人の長男で昭和19年生まれの68歳であります。引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものであります。農業従事者につきましては、申請者を含め2名であります。申請地は、田3筆、3,999㎡で、市街化区域内にある農地であります。現在、生産緑地の指定を受けており、対象農地は、稲刈り後の状況でございました。

また、他に不耕作地となっている農地はないとのことであります。

なお、ヒアリングの席上、申請者の方へは、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明いたしました。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続して行くことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

御質問ないようですので、質疑なしと認めてよろしいですか。

(はいの声あり)

高市議長 これより採決を行います。

議案第47号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第47号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第48号「平成26年度流山市農業施策について（建議）」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長

吉田次長 議案書の11ページを御覧ください。

議案第48号

平成26年度流山市農業施策について（建議）

農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により、平成26年度流山市農業施策について別紙のとおり建議する。

平成25年10月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、農業施策に関する建議についてですが、農業委員会が行う業務の一つとして、農業委員会等に関する法律第6条の中に建議に関する業務が規定されております。

そして、この業務は農業者の公的な代表機関として、農業者や地域の農業の立場に立った意見や、要望などを市の政策や事業に反映してもらうためのものがございます。農業委員会の大きな役割の一つともなっていると考えております。

こうしたことから、本市農業委員会におきましても、平成26年度の予算編成時期に

合わせ、本年度も流山市長に建議を行っていきたいと考えております。

また、建議の各要望事項につきましては、委員の皆さまからお寄せいただきました多数の御意見を基に総合農政検討委員会の皆さまに原案の御検討を重ねていただきました。

さらには、本日の総会の開催前にも総合農政検討委員会を再度開催していただき、本日、原案がまとまりましたことから、ここに議案として上程をさせていただいたものでございます。

それでは次に、皆さまのお手元に配布させていただきました資料で、平成26年度流山市農業施策に関する建議(案)を朗読させていただきたいと思っておりますので、資料を御覧いただきたいと思っております。

平成26年度流山市農業施策に関する建議(案)

1 都市との調和のとれた農業振興について

- (1) 遊休農地の活用を視野に入れた市民農園及び体験農園の拡充を図られたい。
- (2) 市街化区域の農地保全のため、現在、生産緑地の指定を受けていない農地についても、農業者の意向により耕作を継続する場合には、生産緑地の追加指定を随時認めるよう考慮されたい。
また、指定解除の申し出があったとき、買取り希望価格の設定については、生産緑地法の趣旨に基づき適正な価格で取得できるよう配慮されたい。
- (3) 本市都市農業の向上、促進を図るため、農業生産法人等の農業参入振興策を引き続き推進されたい。

2 生産基盤の整備について

- (1) 近年、農機具などの大型化に伴い、農道の路肩が損傷している。農道は、農業生産に不可欠であることから、大型農機具に耐える農道の整備を推進されたい。
- (2) 遊休農地の解消並びに新たな発生を抑制し、耕作意欲のある新規就農者や認定農業者の育成確保を図るため、地域単位で「人・農地プラン」を作成されたい。
更に、農用地有効活用事業奨励金を拡充するとともに、新たに創設予定の(仮称)農地中間管理機構の活用を積極的に推進されたい。
- (3) 農産物の生産と加工、販売の一体化や地域資源を活用した、新たな産業の創出を図るため、農産物の6次産業化を推進され、地域産業の活性化を図られたい。

3 生産流通体制の整備について

- (1) 農産物直売所「新鮮食味」では、安心・安全な農産物に加え、他品目の加工品販売を検討されたい。このため、直売所出荷組合員の増員についても支援

を図られたい。

- (2) 農産物直売所を立地条件の良い場所に設置し、年間を通して開設できるような体制作りを支援されたい。
- (3) 農産物直売所の販路拡大のため、買物弱者への宅配サービス支援の検討や高齢者施設、福祉施設、病院などへの地元農産品の納入体制について積極的に要請されたい。
- (4) 常磐自動車道流山ICの立地条件を活用し、高速道と一般道利用者が相互に利用できるサービスエリア内に農産物直売所などの施設の設置を検討されたい。

4 市民とのふれあい農業の推進について

- (1) 市民に農業の大切さについて理解を深めてもらうため、自らが農作業に接することができる体験農園の拡充について推進を図られたい。
- (2) 子ども達に農業の大切さを知ってもらうため、市内小中学校の学校給食に流山産の米、野菜の積極的な導入を図られたい。
また、農作業の実地体験等を通じて食育の推進を図られたい。
- (3) 農業従事者の高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の増加を解消するため、農業関係団体と更なる連携を図り、市民参加による農地の復興策を検討されたい。
- (4) アグリサポータの充実のため、シニア層の活用を検討されたい。

5 生産環境の改善について

- (1) 一級河川今上落川における雑草の繁茂は、農作業の妨げとなるため、適宜、継続的な草刈りを実施するよう強く千葉県に申し入れされたい。
- (2) 市民農園利用者による不適切な農薬の使用、残渣の後始末で專業農業者の作物に悪影響を及ぼすケースが見受けられることから、農園利用者への指導を徹底されたい。

6 地域共生農業の推進について

- (1) 市街地における農地は、緑地空間の保全及び災害時の避難場所確保の観点から必要であり、本市地域防災計画に位置付けし、保全されたい。
また、生産緑地として継続可能な支援策について拡充を図られたい。
- (2) 農業者は、近隣住民との調和を図りながら都市農業の継続に努めているが、農作業に係る農薬の散布や農機具等から発生する騒音、また、特に病害虫防除の一環としての稲わら焼却処理などに伴う苦情が近隣住民から今もなお多く寄せられている。

なかでも、農作物の枝葉等の焼却は、病害虫防除の一環として、営農上欠かすことのできないものであり、焼却禁止の例外に該当し、違法でないことを市民に理解してもらうための方策を早期検討され、農業上必要であることを広く市民

に周知を図られたい。

- (3) 農業の大切さ、素晴らしさについて、市民と農業者の相互理解を一層深められるよう、農業に関する講習会の開催や広報紙等への掲載による啓発活動を推進されたい。

7 新川耕地活性化の促進について

- (1) 雨水や生活排水が農地に流入することから耕作に甚大な影響を与えている。このため、新川承水路及び今上落川の浚渫、護岸の整備を早急に実施されたい。
- (2) 新川耕地の交通量が年々増加し、農耕車の通行に支障をきたしていることから、県道松戸野田線中間地点に手押し式信号機の設置について検討されたい。また、農道への一般車両の乗り入れ規制の強化及び農繁期中の看板等を増設し、農業者の交通安全確保のための対策を図られたい。
- (3) 県道松戸野田線の側道が、雨のたびに冠水し、農作業に支障をきたしていることから、早期に対策を図られたい。
- (4) 遊休農地解消対策として、早期に「人・農地プラン」を作成し、新規就農者、認定農業者、農業生産法人等の生産基盤として活用できる農地の集積化について検討されたい。
- (5) 県道松戸野田線の路側帯に雑草等が繁茂し、見通しが悪いことから農耕車の横断が危険である。このことから、農繁期の時期に合わせ、草刈りを実施するよう千葉県に要望されたい。

8 その他

(1) 放射能対策について

ア 市内農業者は、農地への放射性物質の飛散による風評被害から、農作物の農業収入の減少や今後の経営存続に今も不安を抱いている。

このため、農業者が安定した生産活動ができ、農産物出荷等に混乱が生じないよう、放射性物質検査体制の維持を図るとともに、今後も安心安全な農産物の情報提供を迅速に発信されたい。

イ 流山市クリーンセンターの放射性物質を含む焼却灰については、早期に撤去処理を行い、流山市クリーンセンター周辺地域の農作物に対する不安解消のための定期的な放射性物質検査を継続して実施されたい。

(2) 担い手の育成と地域営農組織への支援

ア 将来にわたって、本市農業を支えていく担い手を確保するため、地域単位で「人・農地プラン」を作成し、農業後継者・新規就農者の育成対策を一層強化するとともに、地域農業の担い手となりうる営農組織等への支援強化策を講じられたい。

イ 農業従事者の地位向上・技術向上を図るため、農業関係機関及び関係団

体と協力をし、講演会、研修会等を積極的に開催されたい。

ウ 意欲ある農業経営者や本市農業の担い手として期待される新規就農者等を対象に、積極的な農業支援対策を講じられたい。

(3) その他

ア 農機具等による事故防止のため、農業関係機関及び関係団体の協力を得て、安全対策マニュアルを作成されたい。

イ 女性農業者を地域の担い手として育成するための講演会、研修会等を積極的に開催されたい。

平成26年度建議案の御説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。
高市議長 以上をもって、議案の朗読が終わりました。

本案について、総合農政検討委員会副委員長から報告を求めます。豊島副委員長。

豊島副委員長 総合農政検討委員会委員長報告を行います。

議案第48号「平成26年度流山市農業施策について(建議)」の報告をいたします。

本日は、青野委員長が公務により総合農政検討委員会を欠席されましたことから、私、豊島が委員長の代理を務めさせていただきました。御報告申し上げます。

本案につきましては、総合農政検討委員会を9月25日の第9回総会開催前及び本日開催の総会に先立ちまして、午後1時30分から多数の出席をいただき検討を行ってまいりました。

今回の建議(案)の策定にあたりましては、平成12年度に策定された平成32年度を目標とした「流山市総合計画」の中で、農業に関する分野に位置づけられております「都市との調和のとれた農業振興」など、7項目の個別施策に基づき、委員の皆様にはこの個別施策に沿った全79項目の御要望をお寄せいただきました。

この要望を基に、案の策定を進めてまいりました。

また、策定にあたりましては、「耕作放棄地の解消」、「農地の流動化」、「新規就農者の確保」など、地域で抱える問題を解消するための「人・農地プラン」の作成や、産業の6次産業化を促進し、経営改善及び地域農業の活性化などについて、慎重に検討を重ねてまいりました。

また、平成23年3月の東日本大震災に伴う原子力発電所事故によって、本市農産物にも深刻な影響を与え続けている放射能問題につきましても、前年に引き続き建議の中に加えることといたしました。

その結果、「平成26年度の流山市農業施策について」は、ただいま事務局から提案のありましたとおり、建議することに決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会による報告を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

高市議長 これをもって、副委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は挙手をお願いします。

10番(大作委員) 事務局にお聞きします。

3番のですね、(4)番インターチェンジのサービスエリア内に直売所などの施設を設置するというので、検討されたいということだと思いますけれども、これの見通しはどうなんでしょうか。

仮にこれが設置されればね、この問題の半分くらいは解決できるんですけどね。是非、事務局にですね、一つ関係機関に要望をお願いしたいと思うんですが。

高市議長 はい、事務局。

岡田局長 常磐道流山インターチェンジの周辺の活用についての、いわゆるこのサービスエリアで農産物直売所ですが、インターチェンジ周辺の土地活用というのはどちらかというと、物流系での事業展開であります。

ただ、御承知のとおり、今の県道、当時有料道路ですね、これを中心として江戸川寄りの方は開発をしないということで、地元の方との協定を結び、これは10年間触らないと、一方、山方の方、東側の方は3年ごとに見直しを図っていくということでありまして、仮にですね、10年間、江戸川の方のインターチェンジの周辺の農地で、地元の方々がそういった農地の計画であればですね、10年後についてはそういったことが現実のものになる可能性があるかもしれませんが、それ以外の所、反対側については、もう既に地元の方で物流センターですか、そういったものを建設する事業の考えがございます関係から、直近に現実になることは難しいのかなと、ただこれ、委員さんからの方の建議ということでございますので、何かの形の中で活かしていくという部分で、建議をしているものですよということになるかとは思いますが。

10番(大作委員) 了解いたしました。

高市議長 よろしいですかね。

10番(大作委員) 欲を言えばですね、やはり人が集まるような都市づくりというんでしょうかね、活力ある流山市をつくる中でもですね、やはりサービスエリアくらいは必要なのかなと思うんですけども。直近の守谷、近くにありますが、今立て替えてるんですけどね、そこにはどうか知りませんが、スーパーとかそういうものも地元のスーパー、入るといような噂も聞いているんですけど。

また、エリアについても地元のスーパーと同じように、昔のサービスエリアと違うんですね、だから、出来ればそういう所に投資をしていただいて、そうすれば魅力ある農業もね、更に魅力が高まると思うんですけどもね。

そういうことでちょっと要望というか見通しを聞いてみたんですけども。

岡田局長 了解しました。

高市議長 今のお話のあったことですが、建議書をですね、いずれにしましても私と、

各委員の方向名かですね、代表でお邪魔するわけでありますが、市長にですね、今お話しされた様な事をですね、強く話をしておきますので、一つその点に関してはですね、お任せをいただきたいと思います。

私が市長に直接言っておきますので。ただ、予算上の問題だとかそこになりますとちょっと何とも言いかねますけど、そういう風にきっちりと、話だけはきっちりとしておきます。

他に御質問ありますか。

15番(石井委員) 毎度のことで申し訳ありませんが、私、10何年来、西深井耕地、新川耕地のために、今の新川耕地見てください、と、行政は何をしている、そう言い続けてきたんです。

たとえば、護岸整備、遊休農地の解消はしていない、10何年前に50メートルやつてもらいました、それ以外、一切やってないです。農道は陥没してる、端は欠けてる、大型トラクターは落ちる、上がらなくて上げてもらったりひどい土地です。そこを新規就農者に紹介しても出来ない、やっぱりこの辺何とかしないと、私もいい加減飽きました。市は農業のことをどう考えているのか、今行っても水で道路通れません。台風以来だからまた来たらまた通れなくなると思っています。どうすることも出来ませんよ。たとえ予算がなかったら50メートルでも誠意を見せて、少しずつでも解消の方に進んでいってほしい。それが切な願いです。20年も何もやってない、農業委員やって以来何もやってないじゃ、何のために農業委員やってるんだか、情けなくなります。

やっぱり、農業者の、これから流山市農業をどうしていくべきか、少しでも解消してもらいたくて、一生懸命建議もしてるんですよ。それでも一向に先が見えないんです。少しでもいいからやつてもらえるような建議を出してほしい。以上です。

高市議長 はい。ええとですね、職代が申されたことは何度か私も聞いておりますが、この建議するときですね、しっかりとその旨もですね、市長に話をしたいと思いますんで御一緒に協力しましてですね、市長にやつてもらう様にですね、一つそういうような話をいたします。

岡田局長 今、職務代理からもございました。建議の際には市長との懇談する場を設け、この内容を切実に伝えるというようなことも踏まえまして、時間を多めに取らせていただくと、今のところその日程までは決まてはいないのですが、そのような趣旨を伝えるべく、やはり、熱意をもって、お話をしていくことが大切だと私も思っておりますし、会長、職務代理、そして総合農政検討委員会の委員長、副委員長この4名でですね、市長へ切実なる思いを伝えていただく為の機会、時間を作っていこうと、このようにお約束をしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

高市議長 よろしいでしょうか。

他に質疑ございますか。

4番(中村彰男委員) 今、石井代理の方から熱い気持ちを聞いた中で、20年になる

んですか。長いね、その気持ちで、20年間も何もしてくださらない。この中で、また局長も残念ながら来年勇退ということで、議長もね、これから市長とお会いし、強い懇願しながら、実現に向けて動くということでもありますけど、まあその辺は我々議員共々、ですから、前にもお話しあったように、市長も顔出してないようですぐ実行に移させていただきます。それとやっぱり執行部とのこういう打ち合わせの場がないということで、即実行に移しお会いすることが出来た。

で、今回会うのは簡単ですけど、ただ会うだけでいいのかと、聞けばおおたかの森ばっかしお金かけて、農業なんてつま先みたいなもんということで、それ痛切に感じる次第。根っこの問題はやっぱりそうですよね。まあそういうことで、流山市は財政がたっぷり余裕ある財政ですから、ケチらず。私が最近感じたことは、金たっぷりありますから、それで結構ですよ。ですから毎年、物流に対してもそう。第一期物流終わったときに2万2千坪、固定資産税が2～30万しか上がらない所、出来たおかげで1億5千万、毎年ですよ。これで今、第二物流の話もやっぱり5万坪、新川耕地グラウンド含めてこれらのようやく地権者の同意が得られたと、まあ本格的に稼働するのは数年先になるかと、これも、合わせて私は3億以上の固定資産、合わせて5億の固定資産税が入るかなと、このように確信してるものですから、その税収をうまく新川土地有効活用に、全部とは言わないですよ、一部でもいいから、基盤整備に使っていただきたいと、私はこれ可能だと思っておりますよ。

ですからそれを、また私共も、来年改選になって、何だお前、辞めるからいいかっこして、辞めちゃえばまた替わるわけですもんね。あの約束どうなるんだとかあったときに、すいません整理ついたもんですから次の議員にお願いします、ということは決してしない様に、少しでもいいから何らかの形を残していきたいということをお約束したいなと思っております。出来る出来ないは別として、でもただ言うだけじゃなくて、何か一つでもいいから、実績を残していきたいなというふうに強く思う、はっきり言ってお約束したいなと思ってます。このようなことこういう場で言うのもなんですから、今度は議場で一般質問で、局長ともよく相談しながら、執行部の前向きな検討を、前向きな検討って言ってもいい答え出ると思ったらとんでもないことで、ただ言葉だけだと感じたとかとかそういうことじゃなくて、実現に向けていくらでもいいから、全部とは言わない、毎年1千万の投資しますよという形がいただけるように、努力してまいりたいと、それはお約束、青野議員共々強く懇願していきたいなという、それでいい形を作り、新しい委員もいい形でできるようにということをお願いしたいなと思います。

(拍手)

高市議長 今、大変貴重な御意見を頂戴いたしました。

5番(酒巻委員) おおたかの森は流山の鉄道の玄関口ですね、新川耕地は流山の自動車の玄関口なんですよ。そういうのを考えれば市長だってそういったところをよく考えてほしいなと、いい所をここで新しく作るうって私も提案したんですが、あの前に

高い煙突のものを作られちゃって、排気ガスっていうかものすごくなっちゃってるんですよ。

何かやろうにも西側の方は10年とかそういう話になっちゃってる。なんでそういうふうにしちゃうのか。そうするとなかなかこういうことも実現も難しくなっちゃう。もっとこう先を見た形で、ここは何をやるんだ、ここはどうするんだと語っていかないと、とてもじゃないけどおおたかの森に負けちゃいますよね。その辺そうならない様に、せっかくああいういい土地があるんだから、そこへ農業もみんな含めてうまくまとまっていける様な所ですか、あそこは自動車中心ですけど、おおたかは電車中心でいいですけど。

いったんちょっと分けた形で考えていただければもっとよくなるのかなと、その辺の所是非一度市長にきっちり言っておいてもらえたらなと思います。以上です。

高市議長 はい。他にございますか。

だいぶ宿題やら何やら頂戴したんですけど、話すことは簡単であります。ところがですね、その辺をね理解していただく、これが難しいところだと思うんですよ。ただと言わなければまるっきりいつになってもそのままありますので、建議をお持ちするときにその辺をですね、十分に話したいなとそのように思っております。

4番(中村彰男委員) 今、酒巻委員さんからお話しありました。局長からもお話しありましたけども、野田に向かい有料料金所ありました。その左手、江戸川土手にかけて永久農地の状態であると説明がありました。右側についても、長い間地権者の方に、行政から計画、ABCDゾーンという形で、長きにわたってこういう土地の有効利用を考えてますと、計画も形だけで終わっていたんですね。

で、その中で第1期物流が出来ました。それで今、議会の中でもつくばTX沿線と、新川耕地有効活用の中で委員会でも了承したことで、今後、TXは先が見えてきたと、今度は新川耕地を注目をしようということで、委員会もそちらの方に力を入れていくという。それで計画ゾーンははっきり、向かって右側ですね、計画ゾーンをはっきりして、もう無作為、ランダムじゃなくて、奥手の工業団地も出来ました。その手前、一時とん挫したんだけど、それから埋め立てしてあれどうなのと、今10万坪埋め立てて、大きなまた物流なのか、それとも最近のショッピングモールを誘致しようとか、話が飛び交ってますけども、じゃああの北校もいずれ廃止になるのかとか、じゃあ何になるのかとか、いろんな話が非常に交差している中で、この1年間で空き地の有効土地利用計画とかでもはっきりしなくちゃならないねっていうことで、内部的に方向性ができておるものですから、この1年間何らかの形で、正式に発表されるというふうに思っております。

まあ関係課との農業委員会もそうですけども、はっきりするのは計画を作って執行部の方に知らせると思っておりますので、注意深く見守っていてほしいなと思っております。単なる委員会の話じゃなくて、正式にこういう計画ゾーンにするっていうのを正式に決定するまで、もっていくと思っております。

高市議長 他に質疑お持ちの方はいらっしゃいますか。

中村委員 どうですか。よろしいですか。

いろいろあるかと思えますけども、皆さん検討委員会の方で煮詰めた建議書が出来たわけですから、何度も繰り返しになりますけども、市長にですね私が代表としてお持ちするからにはですね、厳しくですね、その辺の話をして参りたいと、このように思っておりますので、一つ御了承をいただきたいとこのように思います。

質疑ないですか。

(はいの声あり)

質疑がないようですので、異議なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第48号について、原案のとおり、建議することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第48号は、原案のとおり建議することに決定いたしました。

高市議長 次に、報告第17号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の12ページを御覧ください。

報告第17号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年10月25日報告

流山市農業委員長 高市 正義

最初に、1番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の御報告は9件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳ですが、住宅用地が4件、福祉施設(デイサービス)が1件、駐車場が3件、駐車場及び車庫が1件ございました。

今月の4条届出の合計は、以上9件、14筆、3,430.72㎡、地目別の内訳では、田が2筆、126.77㎡、畑が12筆、3,303.95㎡ございました。

次に、議案書の14ページを御覧ください。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。今月の御報告は32件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に移転の原因別内訳といたしましては、売買が30件、賃貸借が1件、使用貸借

が1件でございました。また、転用目的別では、住宅用地が31件、貸駐車場が1件でございました。

今月の5条届出の合計は、以上32件、183筆、112,657.4㎡、地目別の内訳では、田が142筆、98,472㎡、畑が41筆、14,185.4㎡でございました。

御報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただ今報告がありました、御質問、御意見ございましたら承ります。

ございますか。

15番(石井委員) わかればでいいですけど、木村の大勢の田んぼが出てますけど、マンションですか。

岡田局長 御質問の場所は、確かに、マンションの関係であります。

田村係長 番号19番の (義務者名)につきますはマンション4棟分、同じく20番の (義務者名)と (権利者名)についてもマンション4棟分です。で、21番につきますは109戸ってということで、これは戸建住宅ということで、予定の申請が出ております。以上です。

高市議長 よろしいですか。

ほかにありますか。ないですね。

高市議長 ただいま報告がありました件について、御質問御意見特にないようので、次に進ませていただきます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成25年第10回流山市農業委員会総会を終了いたします。慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時48分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成25年10月25日

流山市農業委員会長高市 正義.....

流山市農業委員会委員小林 常男.....

流山市農業委員会委員須郷 英夫.....